

平成30年10月26日

殿

法務省大臣官房付
(入国管理局担当)

法令適用事前確認手続回答通知書

平成30年9月27日付け法令適用事前確認手続照会書をもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

(照会)

ベトナムの職業短期大学 (TRUONG CAO DANG NGHE) 又は中級職業学校 (TRUONG TRUNG CAP NGHE) を卒業した者が、同校の卒業資格証明書 (BANG TOT NGHIEP CAO DANG NGHE 又は BANG TOT NGHIEP TRUNG CAP CHUYEN NGHIEP 等) に基づき出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令 (以下「上陸基準省令」という。) 中の「当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと」に適合するとして、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の許可対象となるか確認したい。

(回答)

上陸基準省令の「法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動」の項下欄第一号のイ「大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと」に該当するか否かについては、文部科学省編「諸外国の学校教育」において、高等教育機関として位置づけられている機関を卒業したか等を吟味し判断される。

ベトナムの職業短期大学「TRUONG CAO DANG HGHE」や中級職業学校 (TRUONG TRUNG CAP NGHE) が「諸外国の学校教育」における高等教育機関に位置づけられるのかは一義的に明らかではなく、提出資料等に基づいて判断することとなる。

以上